

令和 8 年 8 月 箱根町教育委員会会議 会議録

1 開会及び閉会に関する事項

会議は、令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 1 時 30 分、別紙、箱根町教育委員会
会議次第に基づき、教育長が開会宣言を行い、順次、議事を進行させ、午後 2
時 20 分、教育長が閉会宣言をして議事を終了した。

2 開会場所

箱根町立郷土資料館 教育委員室

3 出席委員

井上康樹、勝俣正志、橋口裕子、青山ふみ

4 欠席委員

高畠和之

5 出席職員

教育次長：吉田朋正、学校教育課長：山内圭、生涯学習課長：内田秀臣、
学校教育課副課長：安藤恵実、学校教育課主事：永井悠太

6 傍聴人

なし

7 議事の概要

別紙のとおり

8 議題となった動議

なし

9 議決事項

議案 5 件〔原案可決〕
内容は別紙のとおり

10 その他教育長又は会議において必要と認めた事項

なし

(別紙)

会議次第 1. 開会

教 育 長 皆さん、こんにちは。暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。
夏休みもあと 10 日余りとなりましたが、これまでのところ事故等の報告はなく、このまま無事に夏休みが終わるよう願っているところです。

さて、委員の皆さんにも結団式と歓迎式に出席していただきました恒例の中学生親善訪問が夏休み中にありましたが、箱根町での交流と洞爺湖町での交流を通じて、子どもたちは両町の町の魅力を数多く発見したり再確認したりすることができたようです。そして、両町の中学生が親交を深めるという親善訪問の大きな目的が達成できたことは、何よりも喜ばしいことだと思っています。

今年も夏休み中に、箱根土曜塾を開講しました。土曜塾も 10 年目となりますが、今年度もまた全員が合格して、高校進学に向けた子どもたちの希望に満ちた笑顔が見られることを願っています。

小学校ではこれから運動会の練習が始まります。当日は、委員の皆さんにも子どもたちの活躍や教職員の頑張りを、ぜひ見ていただきたいと思います。それでは本日もよろしく願いいたします。

会議次第 2. 前回会議録の承認について

〔箱根町教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき作成した R8.7.17 に開催した教育委員会会議の会議録が承認された。〕

会議次第 3. 教育長等諸報告について

(1) 会議等の謝辞・報告について

教 育 長 次第 3. 教育長等諸報告について、お願いします。
学校教育課副課長〔謝辞及び報告事項を資料に基づき説明を行った。〕

会議次第 4. 議案

日程第 1 議案第 21 号 学校歯科医の委嘱について

教 育 長 それでは 4 の議事に入ります。本日の議題は次第のとおり 5 件となっています。日程第 1 議案第 21 号、学校歯科医の委嘱について、事務局説明をお願いします。

学校教育課副課長〔議案第 21 号朗読、説明〕

教 育 長 事務局からの説明についてご不明な点があれば、質問などお願いします。
特に質問は無いようですので、議案第 21 号については事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。それでは学校歯科医の委嘱につきましては皆様の承認をいただきまして、原案の通り了承したことといたします。

会議次第 4. 議案

日程第 2 議案第 22 号 令和 9 年度使用小学校及び中学校教科用図書等の採択について

教 育 長 日程第 2 議案第 22 号、令和 9 年度使用小学校及び中学校教科用図書等の採択について、事務局説明をお願いします。

学校教育課副課長〔議案第 22 号朗読、説明〕

教 育 長 ただいまの説明についてご不明な点があれば質問願います。

 よろしいですか。議案第 22 号については事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。それでは、皆様の承認をいただきまして、原案通り了承したことといたします。

会議次第 4. 議案

日程第 3 議案第 23 号 箱根町大学等入学資金貸与者の決定について

会議次第 4. 議案

日程第 4 議案第 24 号 箱根町大学等修学資金貸与者の決定について

教 育 長 日程第 3 議案第 23 号、箱根町大学等入学資金貸与者の決定についてと日程第 4 議案第 24 号、箱根町大学等修学資金貸与者の決定については貸与者が同一人であるため一括審議としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 異議無し。

教 育 長 ご異議が無いようですので、議案第 23 号と議案第 24 号は一括審議とします。事務局は、議案第 23 号と議案第 24 号の説明をお願いします。

学校教育課副課長〔議案第 23 号、24 号朗読、説明〕

教 育 長 ただいまの説明についてご不明な点があれば質問願います。よろしいですか。それでは審議に入りたいと思います。委員の皆さんからご異議、ご意見等はございますか。特にご異議、ご意見等はないようですので最初に、議案第 23 号を採決します。

 本議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成。よって、議案第 23 号は原案の通り決定いたしました。

 次に議案第 24 号を採決します。本議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成。よって、議案第 24 号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第 4. 議案

日程第 5 議案第 25 号 旅館業法第 3 条第 4 項の規定に基づく施設環境の意見について

教 育 長 次に、日程第 5 議案第 25 号、旅館業法第 3 条第 4 項の規定に基づく施設環境の意見について、事務局説明をお願いします。

学校教育課副課長〔議案第 25 号朗読〕

生涯学習課長 旅館業法第 3 条第 4 項の規定に基づく施設環境の意見について、説明。

教 育 長 ただいまの説明についてご不明な点があれば質問願います。それでは審議に入りたいと思います。教育委員会の意見としては、「郷土資料館の施設環境が著しく害されるおそれがないものとして認める」とのことですが、委員の皆さん、何かご意見等ございますか。特に無いようですので、それでは議案第 25 号を採決したいと思います。

 本議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。全員賛成。よって議案第 25 号は原案のとおり施設環境が著しく害されるおそれがないものと認めます。

議案は、以上となります。

会議次第 5. 協議事項

なし

会議次第 6. 報告事項

(1) 生成 AI の利活用に関するガイドラインの策定について

教 育 長 はじめに、(1) 生成 AI の利活用に関するガイドラインの策定について、お願いします。

学校教育課副課長 [資料 1 に基づいて説明]

箱根町教育委員会では、教職員の業務負担軽減や授業準備の効率化を実現するため、生成 AI の利活用を段階的に進め、箱根町生成 AI 利活用に関するガイドラインを定めました。このガイドラインは、箱根町の初等・中等教育段階の学校現場における生成 AI の適切かつ効果的な利活用を推進するための基本的な考え方や留意するポイントなどをまとめたガイドラインとなっております。このガイドライン自体は生成 AI の一律な利活用の禁止や義務付けを行うものではなく、各学校の実態に応じた柔軟な対応を講じながら、その利便性とリスクを正しく認識して適切な利活用を進めることを目的に作成したもので、教員向けのものとなっております。

教 育 長 ただいまの報告について、何か委員さんからございますか。

委 員 企業などは情報漏洩対策として決まった AI ソフトを使って業務に使用されているところが多いかと思いますが、箱根町の教育の現場で使う生成 AI もそういった形のものですか。誰でもアクセスできるようなものですか。

永井主事 Google のアカウントに紐づいているので、基本的に学校の先生だけが使えるような形になっています。

教 育 長 何故この 2 つの生成 AI を選定したのですか。

永井主事 学校現場の方から要望が多かったためです。

教 育 長 他の市町も同じものを使用しているのですか。

永井主事 小田原市、真鶴町、湯河原町は同じです。

委 員 員 これからの時代、AI を使うというのは、当然やっていかなければいけないことだとは思いますが、人間を扱っているので、「人間中心の原則」という基本的な考え方というのがありますように、あくまでも参考の一つで、最終的な判断は先生が目の前にいる子どもたちのことを考えて行ってほしいので、そこはしっかり先生方にお話ししてほしいということと、「公平性の確保」というところで、特に教材を評価基準として利用する際は、教職員自身の専門的な判断を優先するというふうに書いてあるのですが、つつい忙しい中、AI に任せてしまうということの

無いように、本当に効果的に使っていけば教員の多忙感を改善できますし、とてもいいと思います。

会議次第 6. 報告事項

(2) 令和9年度学校予算ヒアリングの日程調整について

教 育 長 (2) 令和9年度学校予算ヒアリングの日程調整について、お願いします。

学校教育課副課長 [資料2に基づいて説明]

会議次第 6. 報告事項

(3) ニュースポーツ大会の結果について

教 育 長 (3) ニュースポーツ大会の結果について、お願いします。

生涯学習課長 [資料3に基づいて説明]

会議次第 6. 報告事項

(4) 走り方教室の結果について

教 育 長 (4) 走り方教室の結果について、お願いします。

生涯学習課長 [資料4に基づいて説明]

会議次第 7. 連絡事項

(1) 箱根町青少年ニュースポーツフェスについて

教 育 長 次に連絡事項です。最初に(1)箱根町青少年ニュースポーツフェスについて、お願いします。

生涯学習課長 [資料5に基づいて説明]

会議次第 7. 連絡事項

(2) 子ども体験教室 磯の生物観察会の開催について

教 育 長 (2) 子ども体験教室磯の生物観察会の開催について、お願いします。

生涯学習課長 [資料6に基づいて説明]

会議次第 8. その他

(1) 次回定例会への付議事項について

教 育 長 次第.8 その他です。委員の皆さんから何かございますか。それでは10月の予定を決めたいと思います。

学校教育課副課長 10月は学校のヒアリングや西湘地区教育委員会連合会研修など予定が多いので、ヒアリングと同日にできればいいと思いますが、まだ学校からの日程が出そろっていません。

委 員 中学校の文化活動発表会の後はどうですか。

教 育 長 それではそうしましょう。10月21日(水)15時か15時30分からになると思います。

その他委員の皆さんから何かありますか。それではこれで本日の定例会を終わりにします。お疲れ様でした。

【午後2時20分閉会】